

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	普通株式100株 ※優先株式につきましては、単元株式数を定めておりません。
単元未満株式の買取り、 買増し	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社証券代行部 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 以下の算式により1単元当りの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元 未満株式の1単元に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合に は、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当りの買取、買増金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とす る。
買取場所	
株主名簿管理人	
買取、買増手数料	
公告掲載方法	日本経済新聞。ただし、決算公告につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしま す。
株主に対する特典	該当ありません。

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 2 平成21年6月26日開催の第7期定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の公告方法は次のとおりとなりました。

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。

<http://www.smfg.co.jp/>